

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、船舶から放出される温室効果ガスの放出量を削減することを目的とし、2013 年よりエネルギー効率設計指標 (EEDI) に関する要件が定められている。当該要件に関し、EEDI の計算は、IMO ガイドライン (決議 MEPC.245(66)) に従って行うことが要求される。

2018 年 10 月に開催された IMO 第 73 回海洋環境保護委員会 (MEPC73) において、上記の IMO ガイドラインにおける耐氷構造を有する船舶に対する補正係数を修正する改正が決議 MEPC.308(73)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

EEDI の計算の際に適用する IMO ガイドラインを決議 MEPC.308(73)に改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.2